

上総第33592号  
令和2年9月29日

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

会長 大森康正様

上越市長 村山秀幸

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会条例の規定に基づく  
諮問について

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会条例の規定に基づき、下記の特定個人情報保  
護評価について諮問します。

記

- 1 上越市国民健康保険に関する事務【諮問】
- 2 上越市予防接種に関する事務【諮問】
- 3 上越市健康増進事業に関する事務【諮問】

特定個人情報保護評価書 変更箇所

\*1 下線部が変更箇所  
※2 組織改編に伴う変更は削除

課名	保護評価書番号	区分	項目番号	変更概要	変更前	変更後	変更の理由
国保年金課	4	基礎項目評価	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	システムの名称の追記	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新総合行政システム(国民健康保険システム)</li> <li>・新総合行政システム（別途「市税の賦課に関する事務の評価書」に記載）</li> <li>・住民基本台帳システム（別途「住民基本台帳に関する事務の評価書」に記載）</li> <li>・滞納管理システム（別途「市税等の収納に関する事務の評価書」に記載）</li> <li>・団体内統合利用番号連携サーバー</li> <li>・中間サーバー</li> <li>・国保総合システム</li> <li>・国保情報集約システム</li> <li>・医療保険者等向け中間サーバー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新総合行政システム(国民健康保険システム)</li> <li>・新総合行政システム（別途「市税の賦課に関する事務の評価書」に記載）</li> <li>・住民基本台帳システム（別途「住民基本台帳に関する事務の評価書」に記載）</li> <li>・滞納管理システム（別途「市税等の収納に関する事務の評価書」に記載）</li> <li>・団体内統合利用番号連携サーバー</li> <li>・中間サーバー</li> <li>・国保総合システム</li> <li>・国保情報集約システム</li> <li>・医療保険者等向け中間サーバー</li> </ul>	医療機関においてオンラインで医療資格を確認する「オンライン資格確認」が令和3年3月から開始される予定。このことに伴い、当市から保有している国民健康保険に関する情報を国民健康保険中央会及び社会保険診療報酬支払基金が共同で運営する医療保険者向け中間サーバーに登録するため。
健康づくり推進課	26	重点項目評価書	II 特定個人情報ファイルの概要、6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	サーバ移設に伴う変更	第二重要機能室 IDパスワード登録及び生体認証(静脈認証)により入退出管理を行い、入室者ログ、管理簿及び監視カメラ設置により入退出者を管理及び監視している。	データセンター内サーバにて保管。	システムのサーバを当市の重要機能室からデータセンターへ移設したことに伴う必然的な改定。
健康づくり推進課	26	重点項目評価書	IIIリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	サーバ移設に伴う変更	1. サーバ設置室(第二重要機能室)への入室は権限許可が与えられた者のみとし、職員がいない場合は施錠により管理している。	1. データセンターは24時間365日入退管理されており、サーバルームは入退室者を識別・記録できるセキュリティ設備により、許可された者のみ入退室が可能となっている。また、記録媒体の不正使用ができない体制と監視カメラを備えている。	"
健康づくり推進課	28	重点項目評価書	II 特定個人情報ファイルの概要、6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	サーバ移設に伴う変更	第二重要機能室 IDパスワード登録及び生体認証(静脈認証)により入退出管理を行い、入室者ログ、管理簿及び監視カメラ設置により入退出者を管理及び監視している。	データセンター内サーバにて保管。	"
健康づくり推進課	28	重点項目評価書	IIIリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	サーバ移設に伴う変更	1. サーバ設置室(第二重要機能室)への入室は権限許可が与えられた者のみとし、職員がいない場合は施錠により管理している。	1. データセンターは24時間365日入退管理されており、サーバルームは入退室者を識別・記録できるセキュリティ設備により、許可された者のみ入退室が可能となっている。また、記録媒体の不正使用ができない体制と監視カメラを備えている。	"

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	上越市国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上越市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	—
------	---

## 評価実施機関名

新潟県上越市長

## 公表日

令和2年7月15日

[平成31年1月 様式2]

## I 関連情報

### 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>＜制度内容＞</p> <p>国民健康保険制度は、国が義務としてその向上に努めなければならない社会保障制度の一環として行われる社会保険の一つであり、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して適切な保険給付を行うために必要な制度を設け、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>国民健康保険は、被用者保険をはじめとする職域保険や75歳以上の者が加入する後期高齢者医療制度に加入していない一般住民を対象とした医療保険制度であり、このいずれかの保険によって、全ての国民がいずれかの医療保険に加入することとなる。</p> <p>市町村は、法律上の義務として都道府県とともに国民健康保険を運営し、被保険者の資格管理や保険税の賦課・徴収、保険給付、保険事業などを実施することとされている。</p> <p>対象となる被保険者は、市町村の区域に住所を有し、一定の適応除外の規定に該当しない者で、本人の意思に関係なく、当該市町村が行う国民健康保険の資格を取得する者である。なお、被保険者の資格を取得した場合、保険者と被保険者の間に権利義務が生じ、保険者の義務としては被保険者証の交付及び保険給付があり、これに対して被保険者は保険料(税)の納付が課せられている。</p> <p>財政運営の主たる財源は、国庫負担金と保険料(税)であり、国庫負担金は医療費に対する負担金がその大部分を占めている。また、保険料(税)は、国庫負担金など一切の収入を支出から差し引いた不足分を賄うものとされ、被保険者は相互扶助共済の精神により経費負担に応じるよう義務づけられている。</p> <p>上越市は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に伴い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>1. 被保険者の資格に関する事務        -住民基本台帳情報の異動、被用者保険等の資格得喪に伴う被保険者の資格得喪の届出の受理・確認及び資格管理等        -被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証の交付、更新等        -限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病受療証等に関する申請の受理・確認及び交付</p> <p>2. 保険給付に関する事務        -療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費等の申請の受理・確認及び支給・給付        -一部負担金の減免又は免除の申請の受理及び審査        -第三者の不法行為により生じた保険給付の処理に関する事務        -不正・不当利得に関する事務</p> <p>3. 保険税の賦課及び徴収等に関する事務        -所得情報に基づく保険税の賦課に関する事務        -保険税の減免又は納付猶予の申請の受理及び審査        -非自発的失業者に係る保険税の軽減の届出の受理・確認        -保険税の徴収等に関する事務</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新総合行政システム(国民健康保険システム)</li> <li>・新総合行政システム（別途「市税の賦課に関する事務の評価書」に記載）</li> <li>・住民基本台帳システム（別途「住民基本台帳に関する事務の評価書」に記載）</li> <li>・滞納管理システム（別途「市税等の収納に関する事務の評価書」に記載）</li> <li>・団体内統合利用番号連携サーバー</li> <li>・中間サーバー</li> <li>・国保総合システム</li> <li>・国保情報集約システム</li> <li>・医療保険者等向け中間サーバー</li> </ul>
2. 特定個人情報ファイル名	被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル

<b>3. 個人番号の利用</b>	
法令上の根拠	1. 番号法 第9条並びに別表第一の第16項及び第30項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第24条
<b>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二
<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	健康子育て部 国保年金課 国保管理係、国保給付係
②所属長の役職名	国保年金課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
-	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	上越市 総務管理部 総務管理課 〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	上越市 健康子育て部 国保年金課 国保管理係、国保給付係 〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 電話:025-526-5111

## II しきい値判断項目

<b>1. 対象人数</b>	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [ 1万人以上10万人未満 ] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点
<b>2. 取扱者数</b>	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点
<b>3. 重大事故</b>	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

### 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[ 基礎項目評価書 ]

<選択肢>

- 1) 基礎項目評価書
- 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書
- 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書

2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

### 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か

[ 十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

### 3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か

[ 十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か

[ 十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[ ] 委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か

[ 十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

### 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[ ] 提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か

[ 十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

### 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[ ○ ] 接続しない(入手) [ ○ ] 接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か

[ ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か

[ ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

### 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[ 十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

### 8. 監査

実施の有無

[ ○ ] 自己点検

[ ○ ] 内部監査

[ ] 外部監査

### 9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[ 十分に行っている ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>新総合行政システム(国民健康保険システム)</li> <li>新総合行政システム(別途「市税の賦課に関する事務の評価書」に記載)</li> <li>住民基本台帳システム(別途「住民基本台帳に関する事務の評価書」に記載)</li> <li>滞納管理システム(別途「市税等の収納に関する事務の評価書」に記載)</li> <li>団体内統合利用番号連携サーバー</li> <li>中間サーバー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新総合行政システム(国民健康保険システム)</li> <li>新総合行政システム(別途「市税の賦課に関する事務の評価書」に記載)</li> <li>住民基本台帳システム(別途「住民基本台帳に関する事務の評価書」に記載)</li> <li>滞納管理システム(別途「市税等の収納に関する事務の評価書」に記載)</li> <li>団体内統合利用番号連携サーバー</li> <li>中間サーバー</li> <li>国保総合システム</li> </ul> <p>*新潟県国民健康保険団体連合会に設置される「国保情報集約システム」と資格情報を連携させる。</p>	事前	マイナンバー及びマイナンバーに紐づく被保険者IDは見えない構造になるが、市町村はマイナンバーを記載した資格情報を国保連合会に共同委託するため、特定個人情報保護評価(PIA)の再実施が必要となる。 ※平成29年6月以降、運用テスト開始予定
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	今井 由文	串橋 祥子	事後	人事異動に伴う単なる所属長の職名の変更であり、重要な変更に該当しない。
平成30年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	市町村は、法律上の義務として国民健康保険を実施する保険者となることとされており、運営主体となる。これは、地域保健することによって、市町村毎の医療機関の分布状況、経済力の格差に応じ、受診機会、負担力等に不均衡があることに即応した運営を行うためとされている。	市町村は、法律上の義務として都道府県とともに国民健康保険を運営し、被保険者の資格管理や保険税の賦課・徴収、保険給付、保険事業などを実施することとされている。	事後	国民健康保険法の改正に伴う変更であり、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に変更はないことから、重要な変更に該当しない。
平成30年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>新総合行政システム(国民健康保険システム)</li> <li>新総合行政システム(別途「市税の賦課に関する事務の評価書」に記載)</li> <li>住民基本台帳システム(別途「住民基本台帳に関する事務の評価書」に記載)</li> <li>滞納管理システム(別途「市税等の収納に関する事務の評価書」に記載)</li> <li>団体内統合利用番号連携サーバー</li> <li>中間サーバー</li> <li>国保総合システム</li> </ul> <p>*新潟県国民健康保険団体連合会に設置される「国保情報集約システム」と資格情報を連携させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新総合行政システム(国民健康保険システム)</li> <li>新総合行政システム(別途「市税の賦課に関する事務の評価書」に記載)</li> <li>住民基本台帳システム(別途「住民基本台帳に関する事務の評価書」に記載)</li> <li>滞納管理システム(別途「市税等の収納に関する事務の評価書」に記載)</li> <li>団体内統合利用番号連携サーバー</li> <li>中間サーバー</li> <li>国保総合システム</li> <li>国保情報集約システム</li> </ul>	事後	従前、国保連合会で国保総合システムに連携させていた「国保情報集約システム」が4月から市町村に配置されたことから、単独の項目として整理するもの。
平成31年3月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	国保年金課長 串橋 祥子	国保年金課長	事後	様式変更のため
平成31年3月29日	IVリスク対策		新規追加	事後	様式変更のため
令和2年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 健康づくり推進課	健康子育て部 健康づくり推進課	事後	組織改編のため
令和2年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	上越市 健康福祉部 健康づくり推進課 国保係	上越市 健康子育て部 健康づくり推進課 国保管理係、国保給付係	事後	組織改編のため
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>新総合行政システム(国民健康保険システム)</li> <li>新総合行政システム(別途「市税の賦課に関する事務の評価書」に記載)</li> <li>住民基本台帳システム(別途「住民基本台帳に関する事務の評価書」に記載)</li> <li>滞納管理システム(別途「市税等の収納に関する事務の評価書」に記載)</li> <li>団体内統合利用番号連携サーバー</li> <li>中間サーバー</li> <li>国保総合システム</li> <li>国保情報集約システム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新総合行政システム(国民健康保険システム)</li> <li>新総合行政システム(別途「市税の賦課に関する事務の評価書」に記載)</li> <li>住民基本台帳システム(別途「住民基本台帳に関する事務の評価書」に記載)</li> <li>滞納管理システム(別途「市税等の収納に関する事務の評価書」に記載)</li> <li>団体内統合利用番号連携サーバー</li> <li>中間サーバー</li> <li>国保総合システム</li> <li>国保情報集約システム</li> <li>医療保険者等向け中間サーバー</li> </ul>	事前	オンライン資格確認関係事務を実施するにあたり、国保総合システムから国保情報集約システムに連携した特定個人情報ファイルを国民健康保険中央会及び社会保険診療報酬支払基金が共同で運営する医療保険者向け中間サーバーに連携するため。(R3.3月運用開始予定)

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	上越市予防接種に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上越市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もつて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

- ①端末へのログインを、職員のID・パスワード設定・生体認証(静脈認証)により行うことで、端末の不正アクセス防止対策を講じている。また、静脈認証装置がない端末については、ログインパスワードを設定し、不正操作防止対策を講じている。
- ②システム取扱者を特定し操作権限を個別に管理するとともに、端末操作のログを保存することで不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。
- ③システム導入端末は、外部ネットワークと接続されない環境で使用している。

## 評価実施機関名

新潟県上越市長

## 公表日

令和2年7月15日

[平成30年5月 様式3]

## 項目一覧

I 基本情報

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

III リスク対策

IV 開示請求、問合せ

V 評価実施手続

(別添2) 変更箇所

## I 基本情報

### 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の内容	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、予防接種の実施、健康被害救済に係る給付の支給又は接種費用の実費の徴収に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①予防接種の実施に関する事務</li> <li>②予防接種情報についてマイナポータルのお知らせ機能での通知</li> <li>③予防接種を受けたことに起因する健康被害救済に係る給付の支給に関する事務</li> <li>④予防接種を受けた者又はその保護者からの接種費用の実費徴収に関する事務</li> <li>⑤予防接種記録の保存に関する事務</li> </ul>
③対象人数	<p>＜選択肢＞</p> <p>[ 10万人以上30万人未満 ]      1) 1,000人未満     2) 1,000人以上1万人未満     3) 1万人以上10万人未満      4) 10万人以上30万人未満</p>

### 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

#### システム1

①システムの名称	健康かるてV7	
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 予防接種情報入力 予防接種者に関する情報(予防接種の種類、接種年月日、接種医療機関名等)を入力</li> <li>2. 予防接種情報照会 既接種者の予防接種の情報(予防接種の種類、接種年月日、接種医療機関名等)を表示</li> <li>3. 予防接種対象者抽出 指定した予防接種の対象者を抽出</li> <li>4. 未接種者一覧出力 指定した予防接種の未接種者を抽出</li> <li>5. 接種情報の統計 指定した予防接種の期間における接種件数、接種年齢、接種医療機関等の情報を出力</li> </ol>	
③他のシステムとの接続	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム

システム2	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）、統合宛名管理システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得（※1）や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。（※1：セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は「個人番号」を直接利用せず、「符号」を取得して利用する。）</p> <p>(1) 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人識別子である「符号」と情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>(2) 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。</p> <p>(3) 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能</p> <p>(4) 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合宛名管理システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能。なお、当市においては、中間サーバーとの接続連携は、団体内統合利用番号連携サーバーにおいて行う。</p> <p>(5) 情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会又は提供があつた旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>(6) 情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として保持・管理する機能</p> <p>(7) データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>(8) セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能</p> <p>(9) 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能</p> <p>(10) システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] 宛名システム等 [ <input type="radio"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
予防接種情報管理ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第1項及び別表第一の第10の項 <input type="checkbox"/> 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ <input type="checkbox"/> 実施する      ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	- 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1. 別表第二における情報提供の根拠 - 第16の2の項 - 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2 2. 別表第二における情報照会の根拠 - 第16の2、第17、18、19の項 - 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	健康子育て部 健康づくり推進課
②所属長の役職名	健康づくり推進課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名 予防接種情報管理ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・上越市に住民登録があり、予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者及び既接種者 ・上越市に住民登録があり、市長が行う任意の予防接種の対象者及び既接種者 ・他自治体の長より定期予防接種の実施依頼を受けた者
その必要性	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため、接種勧奨・接種履歴の記録及び台帳管理を適正に行う必要がある。
④記録される項目	[ 50項目以上100項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ ○ ] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [ ○ ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ ○ ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ ○ ] 連絡先(電話番号等)</li> <li>・その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ ] 国税関係情報 [ ] 地方税関係情報 [ ○ ] 健康・医療関係情報 [ ] 医療保険関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報 [ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ ] 雇用・労働関係情報 [ ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報 [ ] 災害関係情報 [ ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 識別情報 対象者を正確に特定し、接種履歴及び台帳管理するため。</li> <li>2. 連絡先情報 接種勧奨対象者や、健康被害の対象者、予防接種法の長期療養の特例措置対象者等に速やかに連絡するため。</li> <li>3. 健康・医療関係情報 予防接種履歴管理及び接種勧奨のため。</li> </ol>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	健康子育て部 健康づくり推進課

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	[○] 本人又は本人の代理人										
	[○] 評価実施機関内の他部署	( 市民課、税務課、福祉課、国保年金課 )									
	[ ] 行政機関・独立行政法人等	( )									
	[○] 地方公共団体・地方独立行政法人	( 県、他市町村 )									
	[○] 民間事業者	( 預防接種を実施している医療機関・医師会 )									
②入手方法	[○] その他	( )									
	[○] 紙	[○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[ ] フラッシュメモリ								
	[ ] 電子メール	[ ] 専用線	[○] 庁内連携システム								
	[○] 情報提供ネットワークシステム										
③使用目的 ※	[ ] その他	( )									
	接種履歴を正確に把握し、予防接種を受けたことに起因する健康被害救済に係る給付の支給。										
④使用の主体	使用部署	健康子育て部 健康づくり推進課 各区総合事務所 市民生活・福祉グループ									
	使用者数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>[ 50人以上100人未満 ]</td> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	[ 50人以上100人未満 ]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満		3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満		5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
[ 50人以上100人未満 ]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満									
	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満									
	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上									
⑤使用方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 4情報の組み合わせをキーに予防接種情報の検索を行う。</li> <li>2. 本人の住民情報をもとに定期接種対象者であるか確認を行う。</li> <li>3. 予防接種を受けた者が接種した予防接種情報の入力を行う。</li> <li>4. 予防接種実施状況の入力完了後に、接種対象者や既接種者、未接種者情報などの検索や照会を行う。</li> <li>5. 予防接種を受けた者から接種履歴の問い合わせがあった際に確認する。</li> <li>6. 予防接種による健康被害が発生した際、接種状況等を的確に把握し、迅速な救済を図るため使用する。</li> </ol>										
	情報の突合	氏名、性別、生年月日、住所の4情報で突合する。									
⑥使用開始日	平成28年1月1日										
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b>											
委託の有無 ※	[ 委託する ]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>1) 委託する</td> <td>2) 委託しない</td> </tr> <tr> <td>( 1 ) 件</td> <td></td> </tr> </table>	1) 委託する	2) 委託しない	( 1 ) 件						
1) 委託する	2) 委託しない										
( 1 ) 件											
委託事項1 予防接種業務電算処理											
①委託内容	健康かるてV7運用支援保守										
②委託先における取扱者数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>[ 50人以上100人未満 ]</td> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>		[ 50人以上100人未満 ]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満		3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満		5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
[ 50人以上100人未満 ]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満									
	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満									
	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上									
③委託先名 株式会社 電算											
再委託	④再委託の有無 ※ [ 再委託する ]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>1) 再委託する</td> <td>2) 再委託しない</td> </tr> <tr> <td>( )</td> <td></td> </tr> </table>	1) 再委託する	2) 再委託しない	( )						
1) 再委託する	2) 再委託しない										
( )											
⑤再委託の許諾方法	業務委託契約後に、再委託の許可について届出を提出させ、業務に範囲を指定して許可する。										
⑥再委託事項 健康かるてV7運用支援保守											
委託事項2~5											
委託事項6~10											
委託事項11~15											
委託事項16~20											

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[○] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ] 行っていない			
提供先1	都道府県知事または市町村長			
①法令上の根拠	・番号法 別表第二 第16の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2			
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの			
③提供する情報	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの			
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	上越市に住民登録があり、予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者及び既接種者			
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 電子メール [ ] フラッシュメモリ [ ] その他 ( )	[ ] 専用線 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] 紙		
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度			
提供先2~5				
提供先6~10				
提供先11~15				
提供先16~20				
移転先1				
①法令上の根拠				
②移転先における用途				
③移転する情報				
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ]	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲				
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 電子メール [ ] フラッシュメモリ [ ] その他 ( )	[ ] 専用線 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] 紙		
⑦時期・頻度				
移転先2~5				
移転先6~10				
移転先11~15				
移転先16~20				

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

データセンター内サーバにて保管。

## 7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<個人情報>

個人番号、氏名、カナ氏名、性別、生年月日、住所、郵便番号、情報提供用個人識別符号、整理番号、異動日、情報提供等の記録等、電話番号

予防接種実施状況(実施年月日、接種した医療機関、医師名、ワクチン種類、ロット番号、接種回数、疾病の名称、特別事情の内容、備考)

<各予防接種ごとの共通項目>

- (1)BCG
- (2)水痘 1回目、2回目
- (3)不活化ポリオ 1回目、2回目、3回目、追加
- (4)生ポリオ 1回目、2回目
- (5)三種混合 1期初回(1回目、2回目、3回目)、追加
- (6)四種混合 1期初回(1回目、2回目、3回目)、追加
- (7)二種混合
- (8)MR 1期、2期、3期、4期
- (9)麻しん
- (10)風しん
- (11)日本脳炎 1期(1回目ワクチン名、2回目ワクチン名、追加ワクチン名)、2期ワクチン名
- (12)ヒブ 初回接種月齢、初回(1回目、2回目、3回目)、追加
- (13)小児用肺炎球菌 初回接種月齢、初回(1回目、2回目、3回目)、追加
- (14)子宮頸がんワクチン ワクチン種類、1回目、2回目、3回目
- (15)高齢者インフルエンザ
- (16)高齢者肺炎球菌
- (17)B型肝炎 ワクチン種類、1回目、2回目、3回目

### III リスク対策 (※7. ②を除く。)

#### 1. 特定個人情報ファイル名

予防接種情報管理ファイル

#### 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	○対象者以外の情報の入手を防止するための措置 ・台帳管理において、対象者データ抽出時には、当該対象者及び必要な情報のみを抽出している。 ・文書照会を行う際には、番号法の法定事務であることを確認したうえ、対象者に関する必要な情報項目のみを記載する。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

#### 1. 不適切な方法で入手が行われるリスクへの措置

定期接種の個人番号取扱業務における情報を、他の業務に転用したり目的外に使用しない。

#### 2. 入手した特定個人情報が不正確であるリスクへの対応

接種券の基本情報を台帳と照合することにより個人の特定を行い、個人番号カード等による本人確認の徹底に努める。

#### 3. 入手した特定情報の漏えい・紛失に関するリスクへの措置

特定個人情報ファイルはシステム的なアクセス制御を行い、また、紙媒体については、事務処理後に鍵付倉庫及び書庫等で保管することで情報漏えい・紛失を防止する。

#### 3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容	システムへのアクセス制限と利用者単位のアクセス権限管理により、事務に必要のない情報との紐付けができないよう制御を行っている。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	・システム利用職員を特定し、利用可能な機能を制限している。 ・情報セキュリティポリシーに基づき、認証に使用するパスワードは定期的に変更する運用を行っている。		

その他の措置の内容

システムログイン及び操作ログについて記録・保存し、定期的に点検を行う。

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	
リスクへの対策は十分か	2) 十分である		

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

## 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[ ] 委託しない

リスク： 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報を含む資料の管理に関する事項</li> <li>・機密保持を図るための作業場所等の制限に関する事項</li> <li>・受託者による業務従事者に対する教育、啓発義務に関する事項</li> <li>・秘密保持義務に関する事項</li> <li>・再委託の禁止に関する事項</li> <li>・関係法令及び関係規定並びに個人情報保護条例、情報セキュリティポリシーの順守に関する事項</li> <li>・情報資産の取扱いに関する事項</li> <li>・市による検査・監督に関する事項</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	委託先と同様の規定の遵守	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 特定個人情報ファイルの取扱いの委託における他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・委託業務の業務従事者に関する名簿及び実施連絡体制図並びに秘密保持誓約書の提出を義務付けている。
- ・ネットワークへの機器の無許可接続又はネットワークに接続している端末等の他のネットワークへの無許可接続を禁止している。

## 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [ ○ ] 提供・移転しない

リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）における他のリスク及びそのリスクに対する措置

## 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[ ] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

## リスク1：目的外の入手が行われるリスク

リスク1：目的外の入手が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容	<p>①番号連携サーバーの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。</p> <p>＜番号連携サーバーの運用における措置＞          ①番号連携サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することでその正確性を担保している。</p> <p>＜自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞          ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。          ②自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能          (※2)番号法別表第二及び番号法第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの          (※3)自治体中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p> <p>＜自治体中間サーバーの運用における措置＞          ①自治体中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事異動や権限変更等の正確性を担保している。</p>				
	[ 十分である ]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>			
リスク2：不正な提供が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[ ]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>			
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
<p>＜番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置＞          ①番号連携サーバーは、自機関向けの自治体中間サーバーとだけ通信及び特定個人情報の入手・提供のみを実施するよう設計されたため、安全性が担保されている。          ②番号連携サーバーと自機関向けの自治体中間サーバーとの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>＜自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞          ①情報連携においてのみ情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>＜自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞          ①既存システムと自治体中間サーバーとの間は、高度なセキュリティを維持し閉じられた環境の行政専用のネットワーク(LGWAN)を利用することにより、安全性を確保している。          ②自治体中間サーバーと情報保有団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに通信を暗号化することにより安全性を確保している。          ③自治体中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、他団体が管理する情報には一切アクセスできない。          ④特定個人情報の管理を団体のみが行うことにより、自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者による情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>					

## 7. 特定個人情報の保管・消去

リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ <input type="checkbox"/> 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	<p>1. データセンターは24時間365日入退管理されており、サーバルームは入退室者を識別・記録できるセキュリティ設備により、許可された者のみ入退室が可能となっている。また、記録媒体の不正使用ができない体制と監視カメラを備えている。</p> <p>2. 電子データへのアクセスパスワード管理を行い、紙媒体による書類は年度ごとに整理し、非公開情報が漏えいしないよう廃棄を行っている。</p> <p>3. 不正プログラムに対応するために、ウィルスパターンファイルを定期的に更新することにより新種のウイルス対策としている。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

## 8. 監査

実施の有無 [  ]自己点検 [  ]内部監査 [  ]外部監査

## 9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 [  十分に行っている ] <選択肢>  
1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている  
3) 十分に行っていない

具体的な方法

・毎年、e-ラーニングによる管理職員及び一般職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施し、個人情報データファイル等の取扱いに関する必要な知識や技術を習得させるとともに、その記録を残している。

## 10. その他のリスク対策

## IV 開示請求、問合せ

### 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 上越市 総務管理部 総務管理課 電話 025-526-5111
②請求方法	上越市個人情報保護条例(第12条、13条、14条、15条、15条の2、16条)に基づき、必要事項を記載した請求書を提出する。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	

### 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

①連絡先	〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 上越市 健康子育て部 健康づくり推進課 電話 025-526-5111
②対応方法	・問合せを受け付け、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについては、関係部署等と連携しながら事実確認を行う。

## V 評価実施手続

### 1. 基礎項目評価

①実施日	平成27年9月24日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)

### 2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】

①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	

### 3. 第三者点検【任意】

①実施日	平成27年10月19日
②方法	上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会による特定個人情報保護評価書の内容審査
③結果	承認

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月19日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康づくり推進課 見波 正美	健康づくり推進課 横山 新太郎	事後	人事異動に伴う変更のため、重要な変更に該当しない。
平成28年12月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添1)特定個人情報ファイル記録項目 <各予防接種ごとの共通項目>		(17)B型肝炎 ワクチン種類、1回目、2回目、3回目を追加	事後	予防接種法の改正に伴う修正であり、重要な変更に該当しない。
平成29年3月31日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務内容	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、予防接種の実施、健康被害救済に係る給付の支給又は接種費用の実費の徴収に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①予防接種の実施に関する事務</li> <li>②予防接種を受けたことに起因する健康被害救済に係る給付の支給に関する事務</li> <li>③予防接種を受けた者又はその保護者からの接種費用の実費徴収に関する事務</li> <li>④予防接種記録の保存に関する事務</li> <li>⑤予防接種記録の保存に関する事務</li> </ul>	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、予防接種の実施、健康被害救済に係る給付の支給又は接種費用の実費の徴収に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①予防接種の実施に関する事務</li> <li>②予防接種情報についてマイナポータルのお知らせ機能での通知</li> <li>③予防接種を受けたことに起因する健康被害救済に係る給付の支給に関する事務</li> <li>④予防接種を受けた者又はその保護者からの接種費用の実費徴収に関する事務</li> <li>⑤予防接種記録の保存に関する事務</li> </ul>	事前	平成29年7月提供予定の子育てワンストップサービスに伴う修正であり、特定個人情報ファイルを使用する事務に追加があることから重要な変更に該当
平成29年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康づくり推進課 横山 新太郎	健康づくり推進課 北島 賢行	事後	人事異動に伴う変更のため、重要な変更に該当しない。
平成29年6月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添1)特定個人情報ファイル記録項目<個人情報>	予防接種実施状況(疾病的名称) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、Hib、肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症	(先に記載の項目を削除)	事後	個人情報に疾病名は入力しないため、評価結果に影響がないことから重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年2月9日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム①システムの名称	MCWEL総合福祉保健システム	健康かるてV7	事前	既存システムの更新に伴う変更であり、評価結果に影響がないことから重要な変更に該当しない。
平成30年2月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項①①委託内容	MCWEL総合福祉保健システム運用・保守管理	健康かるてV7運用支援保守	事前	既存システムの更新に伴う変更であり、評価結果に影響がないことから重要な変更に該当しない。
平成30年2月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項①⑥再委託事項	MCWEL総合福祉保健システム運用・保守管理	健康かるてV7運用支援保守	事前	既存システムの更新に伴う変更であり、評価結果に影響がないことから重要な変更に該当しない。
平成30年2月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項①③委託先名	富士通株式会社 新潟支社	株式会社 電算	事前	既存システムの更新に伴う変更であり、評価結果に影響がないことから重要な変更に該当しない。
平成30年4月20日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1. 別表第二における情報提供の根拠 ・なし 2. 別表第二における情報照会の根拠 ・第17、18、19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条 (第17項及び第19項に関する命令未公布)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1. 別表第二における情報提供の根拠 ・なし 2. 別表第二における情報照会の根拠 ・第17、18、19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の3、第13条、第13条の2	事後	省令の改正及び追加に伴う修正であるが、評価結果に影響がないことから重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月31日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</li> <li>1. 別表第二における情報提供の根拠 ・なし</li> <li>2. 別表第二における情報照会の根拠 ・第17、18、19の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第13条、第13条の2</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</li> <li>1. 別表第二における情報提供の根拠 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第16の2の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2</li> </ul> </li> <li>2. 別表第二における情報照会の根拠 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第16の2、第17、18、19の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2</li> </ul> </li> </ul>	事後	情報ネットワークシステムによる情報連携で情報提供を行ったことに伴う修正であるが、評価結果に影響がないことから重要な変更に該当しない。
平成30年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	[ ]提供を行っている	[○]提供を行っている		
平成30年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)①法令上の根拠	(なし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法 別表第二 第16の2の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2</li> </ul>		
平成30年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)②提供先における用途	(なし)	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの		
平成30年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)③提供する情報	(なし)	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの		
平成30年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)④提供する情報の対象となる本人の数	(なし)	10万人以上100万人未満		
平成30年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(なし)	上越市に住民登録があり、予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者及び既接種者		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム	[○]情報提供ネットワークシステム		
平成30年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)⑦時期・頻度	(なし)	照会を受けたら都度		
平成31年3月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康づくり推進課長 北島 賢行	健康づくり推進課長	事後	様式変更のため
令和2年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 健康づくり推進課	健康子育て部 健康づくり推進課	事後	組織改編のため
令和2年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	健康福祉部 健康づくり推進課	健康子育て部 健康づくり推進課	事後	組織改編のため
令和2年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	健康福祉部 健康づくり推進課	健康子育て部 健康づくり推進課	事後	組織改編のため
令和2年4月1日	IV開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	上越市 健康福祉部 健康づくり推進課	上越市 健康子育て部 健康づくり推進課	事後	組織改編のため
令和2年8月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	第二重要機能室 IDパスワード登録及び生体認証(静脈認証) により入退出管理を行い、入室者ログ、管理簿及び監視カメラ設置により入退出者を管理及び監視している。	データセンター内サーバにて保管。	事後	
令和2年9月25日	IIIリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	1. サーバ設置室(第二重要機能室)への入室は権限許可が与えられた者のみとし、職員がない場合は施錠により管理している。	データセンターは24時間365日入退管理されており、サーバルームは入退室者を識別・記録できるセキュリティ設備により、許可された者のみ入退室が可能となっている。また、記録媒体の不正使用ができない体制と監視カメラを備えている。	事後	

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	上越市健康増進事業に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上越市は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

- ①端末へのログインを職員のID・パスワード設定・生体認証(静脈認証)により行うことで、端末の不正アクセス防止対策を講じている。
- ②システム取扱者を特定し操作権限を個別に管理するとともに、端末操作のログを保存することで不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。
- ③システム導入端末は、外部ネットワークと接続されない環境で使用している。

## 評価実施機関名

新潟県上越市長

## 公表日

令和2年7月15日

[平成30年5月 様式3]

## 項目一覧

I 基本情報

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

III リスク対策

IV 開示請求、問合せ

V 評価実施手続

(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	成人保健事業に関する事務	
②事務の内容	<p>健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき、市民の栄養の改善その他の生活習慣の改善等、健康の増進を図るために、健康診査、がん検診、歯周疾患検診、肝炎ウイルス検診、保健指導の実施、訪問指導の実施及び健康増進に関する情報の収集・整理・分析を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①健康診査、がん検診等の対象者の抽出及び資格確認</li> <li>②各健康診査、がん検診等の対象者の整理、受診券の作成及び発送</li> <li>③健康診査等結果の記録及び管理</li> <li>④健康診査、がん検診等の受診者への保健指導、訪問指導、健康相談の実施及び記録管理</li> <li>⑤未受診者への勧奨</li> <li>⑥健康診査結果等の分析・整理</li> </ul>	
③対象人数	[ 10万人以上30万人未満 ]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>

## 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

### システム1

①システムの名称	健康かるてV7	
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 運用管理 住民基本台帳検索、事業管理、操作者・従事者管理、医療機関登録、地区・町内管理、ログ管理</li> <li>2. 成人保健 基本健診管理…情報入力、対象者抽出、履歴、結果取込 がん検診管理(胃・肺・大腸・乳・子宮)…情報入力、対象者抽出、履歴、結果取込、精密検査結果入力・照会 歯周疾患検診管理…情報入力、対象者抽出、履歴、結果取込、精密検査結果入力・照会</li> <li>3. 訪問指導地区別対象者の抽出及び帳票出力 地区別対象者抽出、集計及び出力</li> <li>4. 訪問記録入力 訪問結果の入力</li> </ol>	
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム
	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム
	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等	[ <input type="checkbox"/> ] 税務システム
	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 総合窓口システム )	

### システム2～5

#### システム2

①システムの名称	健診データ分析(マルチマーカー)システム	
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保健指導対象者検索(個人及び条件検索) ・保健指導対象者の階層別抽出、特定条件検索等</li> <li>2. 集計・分析 ・集計表、変化図、分布図作成</li> </ol>	
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム
	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム
	[ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等	[ <input type="checkbox"/> ] 税務システム
	[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	

システム3	
システム4	
システム5	
システム6~10	
システム11~15	
システム16~20	
<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
成人保健管理情報ファイル、健診結果管理情報ファイル、訪問指導記録管理情報ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	<input type="radio"/> 番号法第9条第1項及び別表第一の第76の項 <input type="radio"/> 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[      実施しない      ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 情報提供及び情報照会の根拠 無し
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	健康子育て部 健康づくり推進課
②所属長の役職名	健康づくり推進課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	

## II 特定個人情報ファイルの概要

### 1. 特定個人情報ファイル名

成人健康管理情報ファイル、健診結果管理情報ファイル、訪問指導記録管理情報ファイル

### 2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[ <input type="checkbox"/> システム用ファイル ]	<b>&lt;選択肢&gt;</b>
		1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ]	<b>&lt;選択肢&gt;</b> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	上越市に住所を有する18歳以上の人	
その必要性	市民の健(検)診の情報を管理し、市民の健康の増進を図るため	
④記録される項目	[ <input type="checkbox"/> 100項目以上 ]	<b>&lt;選択肢&gt;</b> 1) 10項目未満 3) 50項目以上100項目未満 2) 10項目以上50項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> </ul> </li> <li>・連絡先等情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> </ul> </li> <li>・業務関係情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul> </li> </ul>	
その妥当性	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 識別情報 対象者及び受診者を正確に特定するため</li> <li>2. 連絡先等情報 対象者及び受診者本人に照会及び健診(検診)結果を送付するため</li> <li>3. 業務関係情報 健診(検診)対象資格保有者を確認するため</li> </ol>	
全ての記録項目	別添1を参照。	
⑤保有開始日	平成27年10月5日	
⑥事務担当部署	健康子育て部 健康づくり推進課	

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 ( 福祉課、国保年金課 ) [ ] 行政機関・独立行政法人等 ( ) [ ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) [○] 民間事業者 ( 医療機関、医師会 ) [ ] その他 ( )
②入手方法		[○] 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [ ] 専用線 [○] 庁内連携システム [ ] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 ( ファイル転送システムを使用した暗号化通信 )
③使用目的 ※		健(検)診資格の確認、本人への受診券の送付及び結果通知、健(検)診結果の管理
④使用の主体	使用部署	健康子育て部 健康づくり推進課 各区総合事務所 市民生活・福祉グループ
	使用者数	[ 50人以上100人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		<p>1. 個人番号、内部番号、健康保険情報及び生活保護情報を基に、健(検)診対象者の抽出・確認。      2. 個人番号、4情報を基に、受診券等の作成・発送      3. 健(検)診申込があった場合、4情報、健康保険情報、生活保護情報を基に申込受付を行う。      4. 健(検)診実施機関からの健(検)診結果の取込み及び管理</p>
情報の突合		健(検)診対象者の抽出・確認及び申込者の資格情報を確認、健(検)診結果データの取込みのため、個人番号、識別番号を使い突合を行う。
⑥使用開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 3 ) 件
委託事項1 健康診査、検診業務電算処理		
①委託内容		健康かるてV7運用支援保守
②委託先における取扱者数		[ 50人以上100人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 電算
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	業務委託契約後に再委託の許可について届出を提出させ、業務に範囲を指定して許可する。
	⑥再委託事項	健康かるてV7運用支援保守管理
委託事項2~5		

委託事項2		健康診査受診券印刷及び封入封緘		
①委託内容		健康診査受診券の印刷及び封入封緘		
②委託先における取扱者数		[ 50人以上100人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		株式会社BSNアインネット上越支社及び上越ワーキングネットワーク		
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法			
	⑥再委託事項			
委託事項3		がん検診モバイル受付サイト保守管理		
①委託内容		がん検診申込みモバイルサイト運用保守		
②委託先における取扱者数		[ 50人以上100人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		株式会社ジー・シー・エス コンピュータ・サービス		
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法	業務委託契約後に再委託の許可について届出を提出させ、業務に範囲を指定して許可する。		
	⑥再委託事項	運用・保守		
委託事項6~10				
委託事項11~15				
委託事項16~20				
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)				
提供・移転の有無		[ ] 提供を行っている ( ) 件	[ ] 移転を行っている ( ) 件	[ ○ ] 行っていない
提供先1				
①法令上の根拠				
②提供先における用途				
③提供する情報		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
④提供する情報の対象となる本人の数		[ ]		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲				
⑥提供方法		[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 専用線	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
		[ ] フラッシュメモリ	[ ] 紙	[ ] その他 ( )
⑦時期・頻度				

提供先2~5	
提供先6~10	
提供先11~15	
提供先16~20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p>[ ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	<p>[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	
移転先2~5	
移転先6~10	
移転先11~15	
移転先16~20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	データセンター内サーバにて保管。
7. 備考	

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### ①健康診査(肝炎ウイルス検査、前立腺がん検診含む)

No., 整理番号, カナ氏名, 漢字氏名, 郵便番号, 住所, 方書, 電話番号, 年齢, 生年月日, 性別, 世帯番号, 世帯主力ナ氏名, 世帯主漢字氏名, 行政区番号, 行政区名称, 地区番号, 地区名称, 住登外区分, 受診区分, 受診日, 受診場所, 受診番号, 受診種別, 受診券種別, 登録日, 備考, 眼底医療機関, 眼底受診日, 高血圧(現症), 高脂血症(現症), 脳卒中(現症), 心筋梗塞(現症), 心臓病(現症), 腎臓病(現症), 糖尿病(現症), 貧血(現症), 肝臓病(現症), 米飯, 肉・魚・豆腐, 卵, 牛乳, 間食, みそ汁, つけもの, 酒, 日本酒換算合, 煙草, 煙草(本数), 身長, 体重, 標準体重, 肥満度, BMI, 血圧(最大), 血圧(最小), 尿蛋白, 尿潜血, 尿糖, 心電図, 眼底, 総コレステロール, HDLコレステロール, 中性脂肪, GOT(AST), GPT(A LT), γ-GTP, 赤血球数, 血色素量, ヘマトクリット, クレアチニン値, 尿酸, 血糖, HbA1c(NGSP), HbA1c(JDS), 食後経過時間, 眼底コード1, 腹囲(健診結果), 尿素窒素, 白血球数, 提供元区分, B型肝炎判定, C型肝炎判定, C型肝炎判定理由, 血圧, 心所見, 眼底検査, 脂質代謝, 肝機能, 貧血, 腎・尿路系, 糖代謝・総合, 糖代謝・HbA1c, 肥満, その他, 尿酸判定, 総合判定, 市総合判定, 受診歴, 同意, PSA, 判定, 12. BMI, 栄養改善該当項目数, 口腔機能該当項目数, 尿酸値を下げる薬の服用, 血清アルブミン, 口腔機能の向上, eGFR, 医師心所見, 精密検査結果, 訪問結果

### ②がん検診

No., 整理番号, カナ氏名, 漢字氏名, 郵便番号, 住所, 方書, 電話番号, 年齢, 生年月日, 性別, 世帯番号, 世帯主力ナ氏名, 世帯主漢字氏名, 行政区番号, 行政区名称, 地区番号, 地区名称, 住登外区分, 受診区分, 受診日, 受診場所は共通項目

#### 胃がん検診

撮影年月日、X線No.、初再診の別、受診履歴、部位、所見、読影判断基準、指示事項、判定、精密検査結果

#### 肺がん検診

検診年月日、間接番号、記号区分、肺がん(喀痰)No.、X線所見、初再診の別、精密検査結果

#### 大腸がん検診

検体受付No.、初再診の別、受診履歴、検診年月日、検体受付No.、便潜血検査結果、精密検査結果

#### 子宮頸がん検診

検診年月日、初再診の別、受診履歴、臨床診断、子宮頸部スメアNo.、細胞診、受診区分、指導区分、不適正標本、その他診断、医療の要否

#### 乳がん検診

カルテNo.、検診年月日、初再診の別、受診履歴、所見、指導区分、受診区分、フィルムNo.、判定(右)、マンモ所見(右)、判定(左)、マンモ所見(左)、マンモ総合判定

#### 骨粗鬆症検診

受診番号、測定値、判定、精密検査結果

### ③歯科健診

問診項目(歯・口の状態、症状、歯科医院の受診状況、歯磨きの状況、指導状況、喫煙状況)

検査結果(現在歯・喪失歯の状況、歯周組織の状況、判定)

### III リスク対策 ※(7. ②を除く。)

#### 1. 特定個人情報ファイル名

成人保健管理情報ファイル、健診結果管理情報ファイル、訪問指導記録管理情報ファイル

#### 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	○対象者以外の情報の入手を防止するための措置 ・台帳管理において、対象者本人に関する必要な情報を記載するよう徹底している。 ・文書照会を行う際には、番号法の法定事務であることを確認したうえ、対象者に関する必要な情報項目のみを記載する。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

#### 1. 不適切な方法で入手が行われるリスクへの措置

健康診査、がん検診の個人番号取扱業務における情報を、他の業務に転用したり目的外に使用しない。

#### 2. 入手した特定個人情報が不正確であるリスクへの対応

システムで個人番号、氏名（カナ氏名含む）、生年月日、郵便番号等で照合し、誤った情報は登録・使用しないことを徹底している。

#### 3. 入手した特定情報の漏えい・紛失関するリスクへの措置

特定個人情報ファイルはシステム的なアクセス制御を行い、また、紙媒体については、事務処理後に鍵付倉庫及び書庫等で保管することで情報漏えい・紛失を防止する。

#### 3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容	システムへのアクセス制限と利用者単位のアクセス権限管理により、事務に必要のない情報との紐付けができないよう制御を行っている。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない			
具体的な管理方法	・システム利用職員を特定し、当該職員のID/パスワードによる認証及び生体認証（静脈認証）を行っている。 ・システム利用職員を特定し、利用可能な機能を制限している。 ・情報セキュリティポリシーに基づき、認証に使用するパスワードは定期的に変更する運用を行っている				
その他の措置の内容	システムログイン及び操作ログについて記録・保存し、定期的に点検を行う。				
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である		

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

## 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[ ] 委託しない

リスク： 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
<b>規定の内容</b>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報を含む資料の管理に関する事項</li> <li>・機密保持を図るための作業場所等の制限に関する事項</li> <li>・受託者による業務従事者に対する教育、啓発義務に関する事項</li> <li>・秘密保持義務に関する事項</li> <li>・再委託の禁止に関する事項</li> <li>・関係法令及び関係規定並びに個人情報保護条例、情報セキュリティポリシーの順守に関する事項</li> <li>・情報資産の取扱いに関する事項</li> <li>・市による検査・監督に関する事項</li> </ul>
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
<b>具体的な方法</b>		委託先と同様の規定の遵守
<b>その他の措置の内容</b>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

## 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [ ○ ] 提供・移転しない

リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
<b>ルールの内容及びルール遵守の確認方法</b>		
<b>その他の措置の内容</b>		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[ ] 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ ] 発生なし	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容			
再発防止策の内容			
その他の措置の内容	<p>1. データセンターは24時間365日入退管理されており、サーバルームは入退室者を識別・記録できるセキュリティ設備により、許可された者のみ入退室が可能となっている。また、記録媒体の不正使用ができない体制と監視カメラを備えている。</p> <p>2. 電子データへのアクセスパスワード管理を行い、紙媒体による書類は年度ごとに整理し、非公開情報が漏えいしないよう廃棄を行っている。</p> <p>3. 不正プログラムに対応するために、ウィルスパターンファイルを定期的に更新することにより新種のウィルス対策としている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ ] 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

**8. 監査**

実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検	[ <input checked="" type="radio"/> ] 内部監査	[ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>			
従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> ] 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
具体的な方法	・毎年、e-ラーニングによる管理職員及び一般職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施し、個人情報データファイル等の取扱いに関する必要な知識や技術を習得させるとともに、その記録を残している。		
<b>10. その他のリスク対策</b>			

## IV 開示請求、問合せ

### 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 上越市 総務管理部 総務管理課 電話 025-526-5111
②請求方法	上越市個人情報保護条例(第12条、13条、14条、15条、15条の2、16条)に基づき、必要事項を記載した請求書を提出する。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 上越市 健康子育て部 健康づくり推進課 電話 025-526-5111
②対応方法	・問合せを受け付け、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについては、関係部署等と連携しながら事実確認を行う。

## V 評価実施手続

### 1. 基礎項目評価

①実施日	平成27年9月24日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)

### 2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】

①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	

### 3. 第三者点検【任意】

①実施日	平成27年10月19日
②方法	上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会による特定個人情報保護評価書の審査
③結果	承認

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月19日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康づくり推進課長 見波 正美	健康づくり推進課長 横山 新太郎	事後	人事異動に伴う変更のため、重要な変更に該当しない。
平成28年12月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目		[ ○ ]健康・医療関係情報	事後	記録される項目の評価に影響がないため、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康づくり推進課長 横山 新太郎	健康づくり推進課長 北島 賢行	事後	人事異動に伴う変更のため、重要な変更に該当しない。
平成29年6月6日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	未定	実施しない	事後	情報連携実施に伴う、修正であるが、評価結果に影響がないことから重要な変更に該当しない。
平成30年2月9日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 1システム ①システムの名称	MCWEL総合福祉保健システム ・健診データ分析(マルチマーカー)システム ・保健指導システム ・住民基本台帳システム ・団体内統合利用番号連携サーバー	健康かるてV7 ・健診データ分析(マルチマーカー)システム ・住民基本台帳システム ・団体内統合利用番号連携サーバー	事後	既存システムの更新に伴う変更であり、評価結果に影響がないことから重要な変更に該当しない。
平成30年2月9日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 1システム ②システムの機能	1. 運用管理 住民基本台帳検索、事業管理、操作者・従事者管理、医療機関登録、地区・町内管理、ログ管理 2. 成人保健 基本健診管理…情報入力、対象者抽出、履歴、結果取込 がん検診管理(胃・肺・大腸・乳・子宮)…情報入力、対象者抽出、履歴、結果取込、精密検査結果入力・照会 歯周疾患検診管理…情報入力、対象者抽出、履歴、結果取込、精密検査結果入力・照会	1. 運用管理 住民基本台帳検索、事業管理、操作者・従事者管理、医療機関登録、地区・町内管理、ログ管理 2. 成人保健 基本健診管理…情報入力、対象者抽出、履歴、結果取込 がん検診管理(胃・肺・大腸・乳・子宮)…情報入力、対象者抽出、履歴、結果取込、精密検査結果入力・照会 歯周疾患検診管理…情報入力、対象者抽出、履歴、結果取込、精密検査結果入力・照会 3. 訪問指導地区別対象者の抽出及び帳票出力 地区別対象者抽出、集計及び出力 4. 訪問記録入力 訪問結果の入力	事後	既存システムの更新に伴う変更であり、評価結果に影響がないことから重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年2月9日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ①システムの名称	①システム名称 保健指導システム	削除	事後	既存システムの更新に伴い、システム機能の整理を行ったことによる変更であり、評価結果に影響がないことから重要な変更に該当しない。
平成30年2月9日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	1. データ取込 総合福祉保健システム及びマルチマーカーシステムのデータ取込み 2. 取込みデータ集計・結合 取込みデータの集計・整理・結合処理 3. 地区別対象者の抽出及び帳票出力 取込みデータを地区別集計及び出力 4. 訪問記録入力 訪問結果の入力	削除	事後	既存システムの更新に伴い、システム機能の整理を行ったことによる変更であり、評価結果に影響がないことから重要な変更に該当しない。
平成30年2月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	MCWEL総合福祉保健システム運用・保守管理	健康カルテV7運用支援保守	事後	既存システムの更新に伴う変更であり、評価結果に影響がないことから重要な変更に該当しない。
平成30年2月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	富士通株式会社 新潟支社	株式会社 電算	事後	既存システムの更新に伴う変更であり、評価結果に影響がないことから重要な変更に該当しない。
平成30年2月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥再委託事項	MCWEL総合福祉保健システム運用・保守管理	健康カルテV7運用支援保守	事後	既存システムの更新に伴う変更であり、評価結果に影響がないことから重要な変更に該当しない。
平成30年5月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○] フラッシュメモリ [ ] その他( )	[ ] フラッシュメモリ [○] その他(ファイル転送システムを使用した暗号化通信)	事前	業務運用の変更に伴うものであり、評価結果に影響がないことから重要な変更に該当しない。

平成31年3月29日	I 基本情報 ⑥. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康づくり推進課長 北島 賢行	健康づくり推進課長	事後	様式変更のため
令和2年4月1日	I 基本情報 ⑥. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 健康づくり推進課	健康子育て部 健康づくり推進課	事後	組織改編のため
令和2年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 ②. 基本情報 ⑥事務担当部署	健康福祉部 健康づくり推進課	健康子育て部 健康づくり推進課	事後	組織改編のため
令和2年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 ③. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	健康福祉部 健康づくり推進課	健康子育て部 健康づくり推進課	事後	組織改編のため
令和2年4月1日	IV 開示請求、問合せ ②. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	上越市 健康福祉部 健康づくり推進課	上越市 健康子育て部 健康づくり推進課	事後	組織改編のため
令和2年8月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 ⑥. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	第二重要機能室 IDパスワード登録及び生体認証(静脈認証)により入退出管理を行い、入室者ログ、管理簿及び監視カメラ設置により入退出者を管理及び監視している。	データセンター内サーバにて保管。	事後	
令和2年9月25日	IIIリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	1. サーバ設置室(第二重要機能室)への入室は権限許可が与えられた者のみとし、職員がない場合は施錠により管理している。	データセンターは24時間365日入退管理されており、サーバルームは入退室者を識別・記録できるセキュリティ設備により、許可された者のみ入退室が可能となっている。また、記録媒体の不正使用ができない体制と監視カメラを備えている。	事後	